

指名停止の状況

業者名	指名停止の期間	指名停止の理由	要領適用条項
日本交通技術株式会社	令和7年12月24日から 令和8年5月23日まで (5か月)		
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	令和7年12月24日から 令和8年3月9日まで (2.5か月)	日本交通技術株式会社、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社、株式会社トーニチコンサルタント及び丸栄調査設計株式会社（以下「5者」という。）は、公正取引委員会により、令和7年12月19日、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 したがって、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領に基づき、5者に対し指名停止を行う。	・第2条第1項 ・第4条第3項 ・別表第2第5号
大日コンサルタント株式会社	令和7年12月24日から 令和8年3月9日まで (2.5か月)		
株式会社トーニチコンサルタント	令和7年12月24日から 令和8年3月9日まで (2.5か月)		
丸栄調査設計株式会社	令和7年12月24日から 令和8年5月23日まで (5か月)		